

入間市地域公共交通協議会

目的と役割



地域公共交通を取り巻く現状

社会的な背景

自家用車主体での移動

人口減少

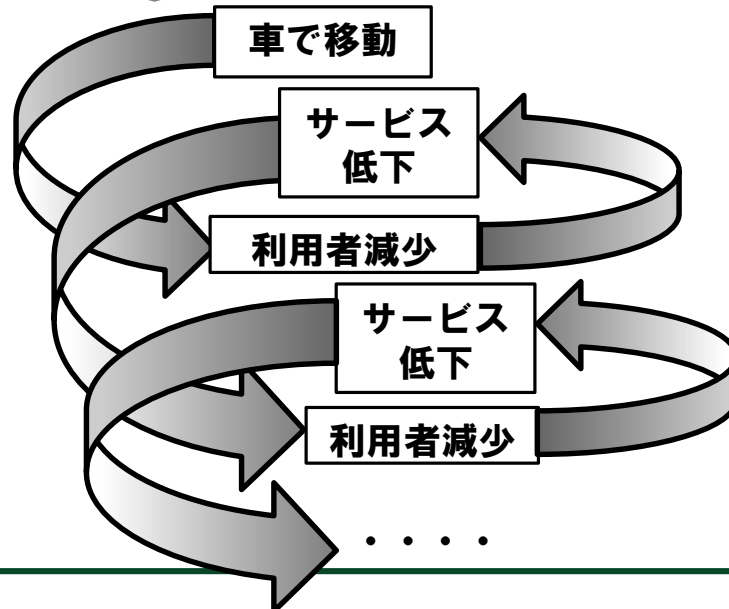
少子高齢化

路線の廃止・縮小、運行本数の減少（サービスの低下）

全国的にも・・・

- ・乗合バス ⇒ 過去5年間で約8,160kmの路線が完全廃止
- ・鉄道 ⇒ 過去5年間で約7箇所（約105km）の路線が廃止

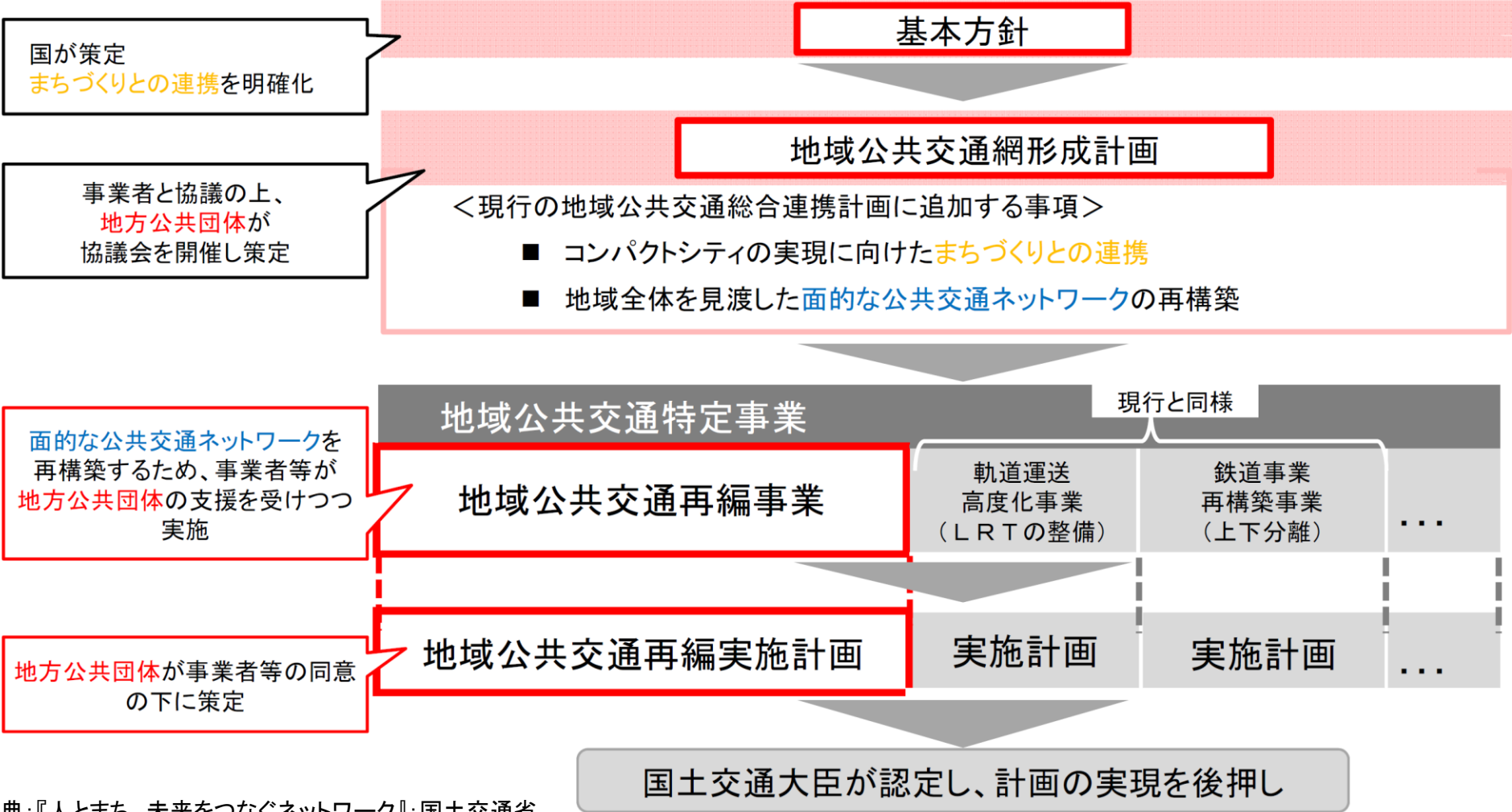
公共交通利用者が更に減少
負のスパイラル！





地域公共交通活性化再生法の改正

交通政策基本法の基本理念に則り、
①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築





地域公共交通再編に向けて

入間市地域公共交通協議会

学識
経験者

市

公共交通
事業者

市民
利用者

道路管理者

警察

国

県

議論や検討

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の今後のあり方についての目標や計画を定めたもの

地域公共交通再編実施計画

地域公共交通網形成計画に基づき、具体的方策や再編内容について定めたもの

- ・ 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織
- ・ 協議会において決まった事項は、その結果を尊重し実施をしなければならない



地域公共交通網形成計画に盛り込まれる内容

〔記載する事項〕（法 第5条第2項）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔記載に努める事項〕（法 第5条第3項）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項



地域公共交通再編実施計画に盛り込まれる内容

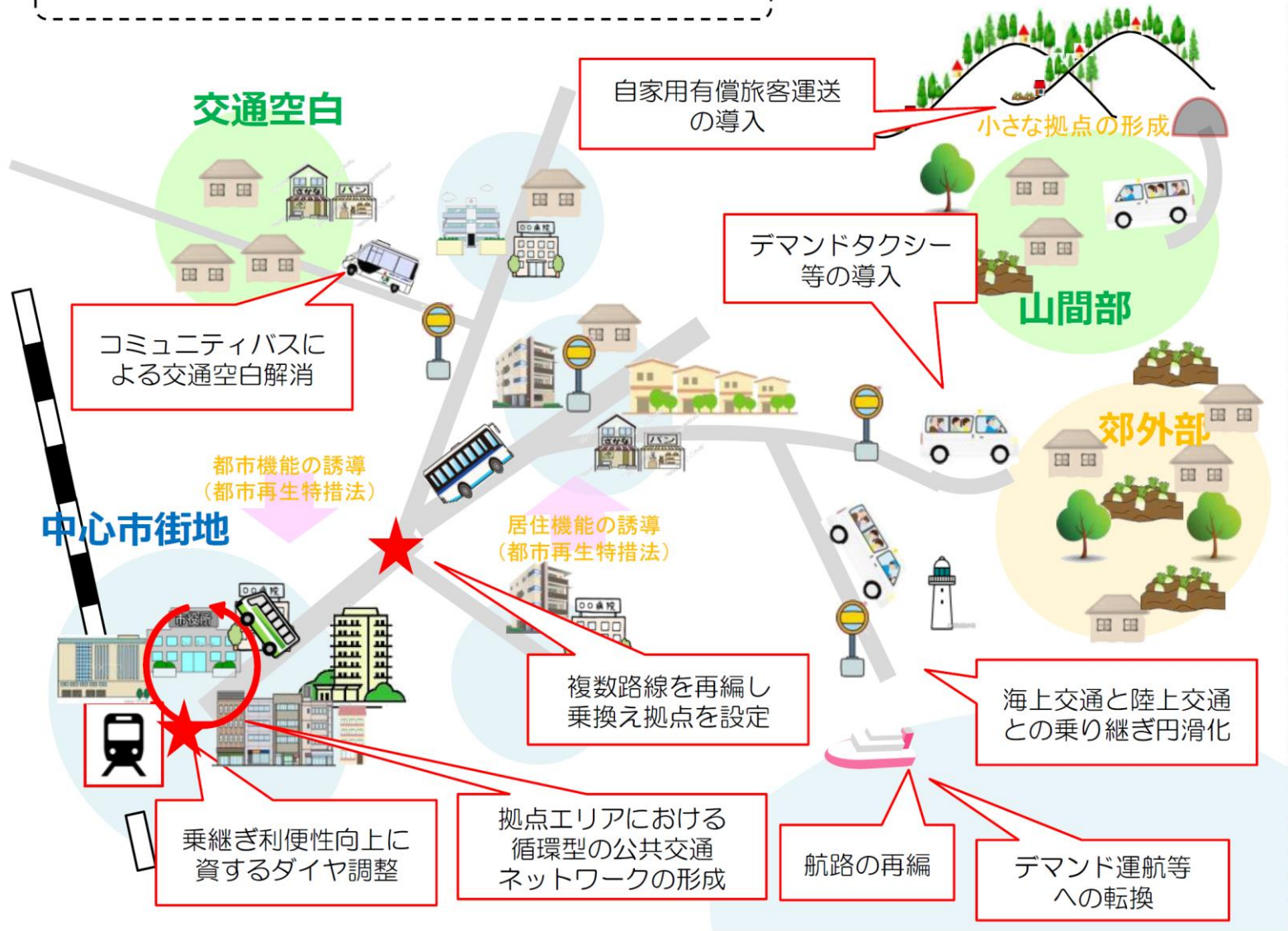
〔記載する事項〕（法第27条2第2項）

- ① 地域公共交通再編事業を実施する区域
- ② 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 地域公共交通再編事業の実施予定期間
- ⑤ 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ⑥ 地域公共交通再編事業の効果
- ⑦ 地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項



地域公共交通再編のイメージ

地域公共交通再編事業の活用イメージ





地域公共交通再編の事例

具体例：兵庫県豊岡市

需要規模に応じた多様な交通手段による最適な生活交通ネットワークの構築

イナカー(市営)

生活拠点から周辺部にかけて、地域の需要特性に応じた柔軟な路線設定で運行(フィーダー系統)

路線数：8路線12系統
使用車両：12両
大人運賃：初乗り100円、
上限400円



※ 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ
総合特区指定地方公共団体

全但バス(路線バス)

中心部から生活拠点を運行(幹線系統)



※出典：全但バス(株)

コバス(全但バス)

市中心部の循環コミュニティバス

系統：2系統
使用車両：2両
大人運賃：100円



チクタク(地域主体交通)

デマンド型の自家所有有償運送

路線数：3路線4系統
使用車両：3両(市公用車を無償貸与)
大人運賃：初乗り100円、
上限200円



※出典：豊岡市

イナカー(市営・デマンド)

利用者が多く見込めない区間を、利用者の予約に応じて運行



凡例

- 全但バス
- イナカー (定時定路線)
- イナカー (デマンド)
- - - チクタク

効果

交通空白地域の発生を防止

運行経費の抑制

市内のバス交通の効率化